

～ あらためて知っておきたい ～

ここまで

危険な安保法!



2015年9月19日、参議院での採決強行によって安全保障関連法（以下、安保法）が可決成立しました。日本国憲法の平和主義のもとで培ってきたこの国の形を変更するもので、海外での戦闘に自衛隊はもちろんのこと医療従事者も巻き込まれる危険が一気に高まります。

安保法の前提となる「集団的自衛権の行使」は、日本国憲法9条に違反するとして歴代内閣が認めてこなかったものです。それを国民投票による憲法改正の手続きを経ず一内閣の閣議決定により憲法解釈を変更し、立法を強行したことは立憲主義に反するものであり、日本憲政史上の汚点として記録されるであろう異常な事態です。

医療福祉生協は、「健康をつくる。平和をつくる。いのち輝く社会をつくる。」を理念とし、いのちと平和を何より大切にしてきました。成立から半年を迎えた安保法の危険性を改めて考え、廃止に向けたとりくみをさらに広げましょう。

「安保法」の構成

平和安全法制整備法

(一部改正を束ねたもの)

- 自衛隊法
- 国際平和協力法
- 重要影響事態安全確保法
※周辺事態安全確保法を改正

- 船舶検査活動法
- 事態対処法
- 米軍等行動関連措置法
※米軍行動関連措置法を改正
- 特定公共施設利用法

- 海上輸送規制法
- 捕虜取扱い法
- 国家安全保障会議設置法

新規制定

- 国際平和支援法



日本医療福祉生活協同組合連合会

監修：東京慈恵会医科大学教授 小澤 隆一氏

(発行：2016年3月)

集団的自衛権とは、日本が攻撃されていなくても日本と密接な関係にある他国への攻撃があった場合に反撃できる権利。これまで、憲法の制約によってできないとされていた解釈を2014年7月に変更し、できることとしました。

集団的自衛権の行使

その際、政府が持ち出したのが「武力行使新3要件」。その3要件を満たせば、自衛隊が出動し、米軍と一緒に武力を行使することができるようになりました。

武力行使新3要件

- ① 日本と密接な関係にある他国への攻撃により、日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある(存立危機事態)
- ② その危険を排除するために他に適当な手段がない
- ③ 必要最小限度の実力行使



出典：海上自衛隊 HP
(<http://www.mod.go.jp/msdf/formal/gallery/ships/dd/hatakaze/172.html>)

- ・「存立危機事態」は、武力行使新3要件に定められた、集団的自衛権行使の要件。
- ・武力攻撃事態法を改正。直接武力攻撃を受けた場合だけでなく、直接の攻撃を受けていなくても、「存立危機事態」に該当すれば集団的自衛権による反撃可能に。
- ・どんな状況が「存立危機事態」で集団的自衛権が行使できるのかは、「政府が総合的に判断」。無限に拡大する恐れ。



「存立危機事態」って!?
(事態対処法)



出典：内閣府資料



- 集団的自衛権行使の例として説明されていた「邦人輸送中の米輸送艦の防護」国会論戦では、「邦人が乗っているかどうかは、・・・絶対のものではない」(中谷防衛相、8/26)「日本人が乗船していない船を守り得る」(安倍首相、9/11)

- 政府は集団的自衛権の行使が限定的なものと説明。しかし、「今までの事例(国連に報告された過去14回の集団的自衛権行使事例)の中に、こうした限定的な形で判断をしたり、そして確認をした事例は存在しない」(岸田外相、6/19)

自衛隊員が戦闘の渦中に

「駆けつけ警護」って!?
(改正 PKO 協力法)

- ・国連平和維持活動(PKO)協力法改正の内容は、イ)国連が統括しない人道復興支援活動や安全確保活動等に自衛隊が参加、ロ)自衛隊の任務に「安全確保業務(治安維持)」と「駆けつけ警護」を拡大、ハ)武器使用基準を拡大の3点。
- ・「駆けつけ警護」は、他国軍部隊や非政府組織(NGO)職員が武装勢力に襲われた場合に、自衛隊員が現場に行って警護に当たること。
- ・武器の使用については、「生命などの防護のために必要な最小限度のものに限られる」と規定し自分や周囲の人の正当防衛や緊急避難に限定していたものを改め、任務を妨害する武装勢力を排除するためにも使用可に。



出典：陸上自衛隊 (<http://www.mod.go.jp/gsdf/fan/photo/training/Index.html>)

▶ 捕まった自衛隊員は「捕虜」ではなく「テロリスト」!?

重要事態影響法と国際平和支援法では、自衛隊員は海外で後方支援に従事します。この場合、他国の武力行使と一体化すると憲法9条1項に違反するため、「他国の武力行使とは一体化しない」が原則です。その結果、もし後方支援の最中に自衛隊員が米軍と一緒に戦闘に巻き込まれ、相手に捕まったときどうなるか。米兵は正規の戦闘員なので捕虜になれるが、自衛隊員は捕虜になれずジュネーブ条約による保護を受けられないということが起きます。これは2015年7月8日の特別委員会での岸田外相の答弁で確認されています。「自衛隊員は

戦闘員ではない。だから、捕まられているのは不当だ。早く釈放しろ」と要求するのだそうですが、自衛隊員は米兵と一緒にいて武器も持っている。民間人としては、およそ説明のつかない活動をやっているわけで、民間人としての保護も受けられません。もし相手から「こいつは戦闘に勝手に参加しているテロリストだ」と言われたら、「違います」とは言えない立場になってしまう。

安本法は後方支援に従事する自衛隊員の命とくらしを守り得ない欠陥法でもあるのです。

東京慈恵会医科大学 小澤 隆一 教授

